

印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成8年12月12日条例第15号

改正

平成9年12月8日条例第34号

平成10年3月27日条例第14号

平成13年3月9日条例第5号

平成16年6月18日条例第15号

平成20年6月30日条例第23号

平成20年9月12日条例第25号

平成22年3月17日条例第64号

平成24年10月4日条例第23号

平成25年12月19日条例第48号

印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

印西市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において「婚姻」には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭等」とは、児童の父又は母であって次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次の各号のいずれかに該当するものが当該児童を養育する家庭をいう。

（1） 現に婚姻をしている状況にない者

（2） 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者

（3） 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3月）以上明らかでない者

（4） 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

- (5) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（当該児童を監護する父母又は養育する者の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者
- (6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) その他前各号に準じる者として市長が認める者  
（受給資格者）

**第3条** 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等（児童を監護するその児童の父又は母であって前条各号のいずれかに該当するもの又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童を養育する当該児童の父母以外の者であって前条各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）及びその児童その他父母がないか又は父母が監護しない児童であり、かつ、印西市内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、社会保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<sup>い</sup>。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者
- (3) 規則で定める者  
（支給の制限）

**第4条** 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則で定める場合を除く。）は、支給しない。

- (1) ひとり親家庭の父母等（第2条第3項各号に該当しない養育者を含む。次号において同じ。）の前年の所得（1月から6月に申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするもの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。  
（助成の範囲）

**第5条** 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額（国民健康保険法、社会保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律その他法令に

よる療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。) から次に規定するものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する付加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 受給資格者一部負担額 (入院については食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円)

2 市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局(以下「病院等」という。)で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、支給しない。

(助成の方法)

**第6条** 医療費等助成金を受けようとする者が病院等で医療等を受けるときは、規則で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、病院等に被保険者証及び当該給付申請書を提示するものとする。

2 医療費等助成金を受けようとする者は、病院等からひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄に医療費等の給付に係った証明を受け、当該給付申請書を市長に提出するものとする。ただし、病院等の発行した医療費・調剤費領収書により給付申請書中の内容が確認できる場合は、病院等の証明は要しないものとする。

(届出義務)

**第7条** 受給資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格者の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の保険の種別又は被保険者証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 受給資格者が第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

**第8条** 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

**第9条** 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費等助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の印西市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年印旛村条例第12号）又は本埜村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年本埜村条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成9年12月8日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の印西市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則**（平成10年3月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成13年3月9日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年6月18日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に病院等に支払った医療費等に対する助成について適用し、施行日前に病院等に支払った医療費等に対する助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年6月30日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までの間にこの条例による改正後の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による受給資格者のうち高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者（以下「後期高齢者医療受給資格者」という。）が病院等で受けた医療等については、当該医療等が新条例第6条第1項に規定するひとり親家庭等医療費等給付申請書の提示を行わずに受けた医療等であっても、当該後期高齢者医療受給資格者が施行日以後に同項に規定する当該給付申請書の交付を受け、当該医療等の助成に係る

同条第2項に規定する当該給付申請書の提出をした場合は、当該医療等に係る助成金を支給する。

- 3 適用日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年9月12日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格者が病院等で受けた医療等について適用し、施行日前に受給資格者が病院等で受けた医療等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年3月17日条例第64号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

**附 則**（平成24年10月4日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までの間にこの条例による改正後の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項第5号に該当する者が児童を監護し、又は養育する家庭の受給資格者（以下「受給資格者」という。）が病院等で受けた医療等については、当該医療等が新条例第6条第1項に規定するひとり親家庭等医療費等給付申請書の提示を行わずに受けた医療等であっても、受給資格者が施行日以後に同項に規定する当該給付申請書の交付を受け、当該医療等の助成に係る同条第2項に規定する当該給付申請書の提出をした場合は、当該医療等に係る助成金を支給する。

- 3 適用日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年12月19日条例第48号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。